

政令第二百十号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条第一項中「次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該」を加え、同項各号中「それぞれに」を「それぞれ次に」に改め、同条第四項中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第五項中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改め、同条第七項及び第九項中「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条ただし書に

規定する規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第二百二十九条第四項及び第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

## 理由

公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額についての基準等を定める必要があるからである。